

# 守山市耐震改修促進計画の中間検証 概要版

【令和3年3月】

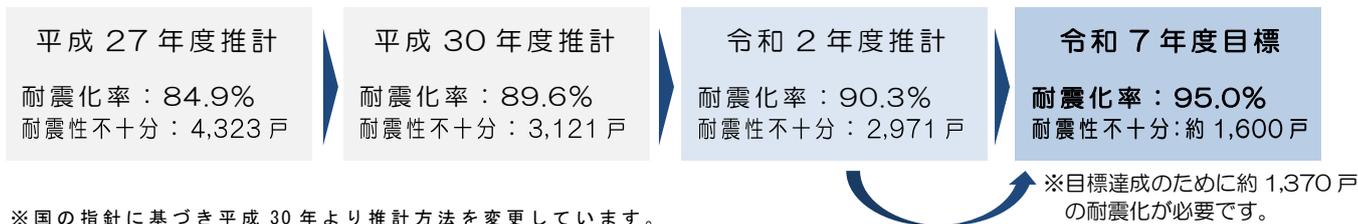
## 計画の目的

地震発生時における建築物の倒壊等の被害から、市民の生命・身体および財産を保護するため、市と県が連携して、市内の建築物の耐震診断および耐震改修を計画的に促進するための方法、ならびに基本的な枠組を定めることを目的とします。

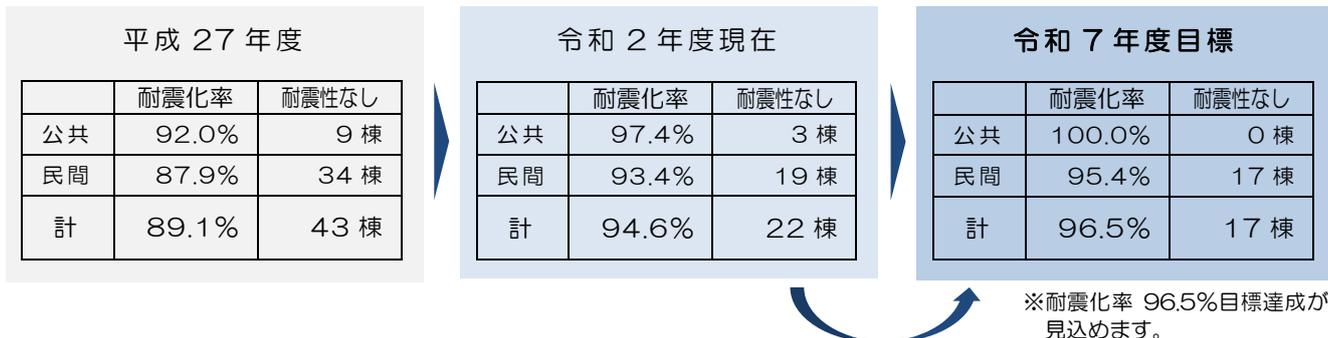
## 検証の趣旨

平成28年3月策定の守山市耐震計画促進計画（以下、「現計画」という）が5年の中間年度となることから、中間検証を実施して、現状の建築物の耐震化進捗状況を把握し、今後の耐震化促進事業の施策・目標を検討するものです。

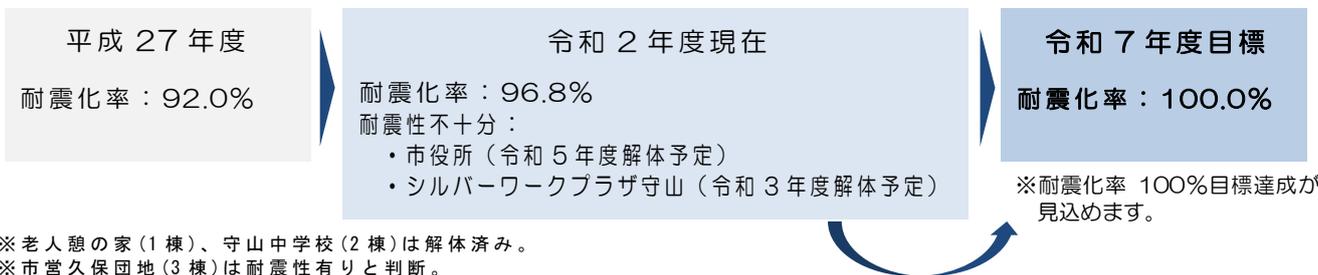
## 住宅の耐震化の現状と目標



## 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標



## 市有建築物の耐震化の現状と目標



## 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の現状

※令和2年度守山市調査

区分	全施設	耐震性あり	耐震性なしまたは不明	耐震性を有するものの割合
公共施設	6	5	1	83.3%
民間施設	1	0	1	0.0%
計	7	5	2	71.4%

※公共施設の耐震性なしの守山市役所は建替えにより令和5年度に解体予定。

## 現状と課題

### 【現状】

- 現計画策定後も熊本地震や大阪府北部を震源とする地震などの大地震が発生し、大きな被害が出ていることから、建築物の耐震化の促進は継続的に取り組むべき課題です。
- 令和 7 年度での住宅の耐震化率の目標を 95.0%としています。令和 2 年度推計では 90.3%であり、更なる耐震化の促進が必要です。
- 多数の者が利用する建築物の耐震化については、令和 7 年度目標（96.5%）の達成が見込まれます。
- 市有建築物の耐震化については、令和 7 年度目標（100%）の達成が見込まれます。
- 更なる耐震化の促進を図るべく支援制度の補助金額の拡充等を行っていますが、当該支援制度の活用が依然少ない状況です。

### 【課題】

- 地震による被害の軽減のためには、新耐震基準の施行以前（昭和 55 年以前）の住宅・建築物の耐震化の促進が課題であり、そのためにも、新耐震基準の施行以前に建てられた住宅・建築物の耐震診断の受診拡大や、耐震改修を進めることが重要です。

## 住宅・建築物等の更なる耐震化の促進を図るための取組

### 【取組方針】

特に昭和 56 年の新耐震基準の施行以前に建てられた住宅・建築物等の耐震診断、耐震改修および建替え等が促進されるよう、所有者に対する「耐震への動機づけ」に重点的に取組み、耐震化の促進を図ります。

### 【動機づけに向けた取組み】

#### 1 無料耐震診断の更なる利用促進

昭和 56 年の新耐震基準の施行以前に建てられた木造住宅に対して、無料で耐震診断および補強案作成を支援しており、まずは動機づけの一環として「今住んでいる家の耐震性を確認する」という視点で、当該支援制度の更なる利用促進を図ります。

特に、過去に市独自で実施した無料耐震診断を未受診の所有者等に対し、積極的な情報提供を行い、無料耐震診断の利用に繋がります。

#### 2 耐震改修等の各種支援制度への誘導

耐震診断の結果、耐震性が不十分な木造住宅については、耐震改修および除却補助制度の情報提供を行い、利用促進を図ります。更に、リフォーム事業者等との連携を図り、住宅リフォームと併せた耐震改修の実施について、普及・誘導に努めます。

また、建築物の所有者に対しては、計画的なアンケート調査等実施することで改修計画の聞き取りを行うと共に、耐震診断支援制度の情報提供を行い、利用促進を図ります。

#### 3 積極的な普及・啓発活動の推進

耐震性が不十分な住宅・建築物等について、地震発生時に地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識し、主体的に耐震化に取り組んでいただくよう、自治会回覧、ホームページ、広報および出前講座等の手法を用いて、耐震改修の重要性について積極的な普及・啓発活動を行います。

#### 4 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの推進

耐震化促進計画に定めた目標の達成に向け、アクションプログラムにおいて、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価すると共に、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。